

前橋市公立大学法人評価委員会条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(任期) 第3条 委員の任期は、<u>4年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 省略 (庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>未来創造部政策推進課</u>において処理する。	(任期) 第3条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 省略 (庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>総務部行政管理課</u>において処理する。